

粒子・流体プロセス部会動画賞規程

第1条 粒子・流体プロセス部会(以下「本部会」とする。)は、粒子・流体プロセスに関連した興味ある現象や工学的知見を、研究者、技術者、学生、一般市民に印象深く伝え、新しい知見や技術に対する知識を広めたり、既知の現象や技術についての理解を新たにすることに貢献する、特にすぐれた作品の製作者を表彰することにより、その成果を讃えるとともに、本部会会員の意識の高揚と、研究・開発および教育活動における情報発信に資するものとする。

第2条 本賞は、粒子流体プロセス部会動画賞と称し、研究作品、技術作品、教育作品の3部門からなり、各部門原則1件とする。

第3条 本賞の対象作品は、以下の条件を満たすものとする。

1. シンポジウムにおける発表作品であること。
2. 作品の長さは5分を標準とし、10分以内であること。
3. 作品には、表題、説明(ナレーションおよびスチル画面等)があり、それだけで完結した内容であること。
4. 粒子・流体プロセスの研究・開発・教育に関するまじめな作品であること。

第4条 本賞受賞者に、賞状を兼ねた楯を授与する。

第5条 本賞の選考は次の方法による。

1. 動画賞への応募は、部会HPにて受け付ける。原則、秋季大会発表申込を行った講演でYouTubeへの投稿を行った作品を選考の対象とする。
2. 部会長は、動画賞選考委員長と委員を委嘱し、選考委員会を結成する。
3. 選考委員会は審査委員を委嘱する。審査委員は、部会役員からの1名を加えた人員で各分科会から2名選出し構成する。
4. 審査委員から推薦された発表を選考委員会に諮り、授賞候補(各部門原則1件)を選定する。
5. 選考委員長は選考結果を部会長に報告する。
6. 部会長は、選考結果を幹事会に諮り、決定する。
7. 本賞に相応しい候補発表がない場合は、当該年度の授賞は見送る。

第6条 選考結果の発表と作品の取り扱い。

1. 選考結果は、候補者に通達するとともに、部会員宛メールリングリスト等により告知する。

- 2 . 授賞作品は YouTube 上に置いたうえで、部会HPから閲覧できるようにリンクする。
- 3 . 著作権および知的財産権に関する問題が発生した場合の責任は製作者に帰属する。

第7条 本賞の授与は翌年開催の年会時に行い、授賞式に併せて作品鑑賞会を開催する。

第8条 本賞に関する経費は通常会計中から支出する。

第9条 本規程の改廃または付加を要する時は本部会総会の議を経る。

付則 本規程に定められていない運営上の細目は本部会幹事会で審議し、総会で決定する。

制定：平成21年8月31日

一部改正：平成22年3月19日